

Rotary



安城ロータリークラブ

週報

【No.679 2015/4 第3例会】

例会日:毎週金曜日

例会場:碧海信用金庫本店3F
安城市御幸本町15-1

TEL:0566-75-8866

FAX:0566-74-5678

Email: anjo-rc19580206@katch.ne.jp

HP: http://www.anjo-rc.org

第2820回例会

2015年4月17日(金) 12:30~13:30

司会者:加藤 正人君

ソング:「それでこそロータリー」

卓上花:シーラ・玉シダ

ゲスト及びビジター:

ホシノ ヒロシ 星野 英敏様 西尾公証役場 公証人

オオノボ ヒサノ 大坪 久乃様 (株)大坪冷熱機器 代表取締役



2014-2015年度RIテーマ:

「ロータリーに輝きを」

安城ロータリークラブ会長方針:

「楽しいロータリーを創ろう」

■会長:永谷 文人

■幹事:横山 真喜男

■クラブ会報:亀島深里・辻隆士・海野広明

■創立日:S33年1月10日

■RI加盟認証日:S33年2月6日

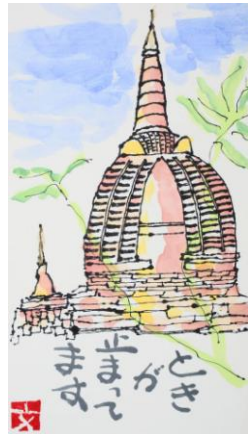


2015年ロータリー国際大会
サンパウロ(ブラジル)公式マーク

■ 会長挨拶

永谷 文人会長

1. 絵手紙紹介



2. 会員紹介

◆ (株)東海石油 杉山 淳一君



■ 幹事報告

横山 真喜男幹事

- 4/17(金)例会終了後会議室にてロータリー情報委員会を行います。
- 写真同好会より 5/22(金)~6/19(金)碧海信用金庫本店ロビーにて写真展を行います。

■ 出席報告

戸谷 央君

会員	61名
出席義務者	46名
出席	36名
欠席	10名
出席免除者の出席	12名
出席率	82.75%
修正出席率	4月4日 第2818回 100%

■ ニコボックス報告

杉本 汎平君



卓話者 星野 英敏様 西尾公証役場 公証人

テーマ「相続と遺言 ～円滑なバトンタッチのために～」



1 法定相続

遺言がない場合は、法定相続となります。

法定相続では、親から子(養子も含みます。子が先に亡くなってしまった場合は、直接その子である孫)へ、子からまたその子へ財産が受け継がれて行くという流れが第一順位となります。

子も孫などもないという場合は、いったん親の方へ戻りますが、これが第二順位の相続人となります。

子や親など縦の系列の相続人がいない場合は、兄弟姉妹が第三順位の相続人となります。

先順位の相続人がいる場合、後順位の者は相続人とはならず、同順位の相続人が複数いる場合の相続分は平等です。

配偶者がいる場合は、常に相続人となり、配偶者と各順位の相続人の相続分は、資料に書いてあるとおりとなります。

上記のことを前提に、法定相続人全員による遺産分割協議が行われ、具体的な遺産の配分が決まります。

遺産分割協議は、結果として法定の相続分どおりにならなくても、法定相続人全員の合意があれば、成立します。

遺産分割協議に当たっては、特別受益や寄与分(資料参照)も考慮に入れます。

相続は義務ではありませんので、放棄することや、限定承認といって、被相続人の遺産の範囲内でのみ被相続人の債務の弁済をするという選択もできます(3か月以内の手続が必要です。)

2 遺言と遺留分

自分の財産をどうするかということですので、誰にやるのも自由ですし、その配分割合等についても自由に決めることができますが、その意思表示については、法律で定められた「遺言」という方式で行う必要があります。

遺言があれば、まずはそのとおりに財産の配分等の効力が生じます(遺言では、財産の配分以外に、子の認知などもできます。)

この場合に、財産をもらえなかった子や孫又は親などの相続人(第三順位の兄弟姉妹は除かれます。)は、遺言がなければもらえたはずの相続分の一定割合(第二順位の親等のみが相続人の場合は3分の1、それ以外の場合は2分の1)を、実際に遺産をもらった相続人又は受遺者に請求できることとなります。

この一定割合のことを遺留分と言います。

当事者間で遺留分の請求について話し合いがつかない場合は、裁判によって決着をつけなければならないこととなります。

3 公正証書遺言と自筆証書遺言

遺言には、色々な方式がありますが、一般的には、公正証書遺言(公証人が作成するもの)と自筆証書遺言(自分で全部手書きするもの)がほとんどです。

いずれも増加傾向にあります。昨年は全国で10万件を超える

公正証書遺言が作成されています。

自筆証書遺言の作成は、手間や費用がかかりませんが、

後で家庭裁判所の検認が必要なほか、金融機関から

預貯金をおろしたりするには、戸籍除籍を全部集めた上、

法定相続人全員の実印と印鑑証明書が必要となります。

相続人間で争いが予想される場合や、相続人の中に海外

在住の方や行方不明の方があるなど、すぐに相続人全員の実印と印鑑証明書がもらえないような場合などには、作成に

若干の手間と費用がかかりますが、公正証書遺言にして

おいた方が良いでしょう。



4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律と関連の税制

平成21年3月1日から、遺留分の特例が適用されることとなり、①生前贈与株式等を遺留分計算の対象外とする特例、又は②生前贈与株式等の評価額をあらかじめ固定する特例のいずれかが、経済産業大臣の確認を受けた上で、家庭裁判所の許可を受けることによって可能となります。

あまり使いやすい制度ではありませんが、遺留分の特例が認められたところに意義があります。

そのほか、税制面での優遇措置が認められています。

詳しくは、中部経済産業局にお問い合わせください。

5 平成27年からの相続税法の改正について

税率等を見る限り、あまり大きな改正ではないように見えますが、相続税は、基礎控除の額が縮減されたことにより、かなりの増税となっています(贈与税は、軽減になった部分と増税になった部分があります。)

例えば、子3人だけが法定相続人で、1億円の遺産があったとした場合、平成26年までは、基礎控除が5,000万円+1,000万円×3人分ありましたから、課税遺産総額は2,000万円となり、納税額は合計で200万円ですが、同じ条件で、平成27年以降は、基礎控除が3,000万円+600万円×3人分となり、課税遺産総額は5,200万円となり、納税額の合計は630万円(+430万円)となります。

6 今のうちから心がけておきたい相続対策

① 生前贈与の活用

暦年贈与の非課税枠(年間110万円)を活用する場合、法定相続人でない孫等への生前贈与は相続財産を減らす効果が大きいですが、相続人に対する生前贈与の過去3年分は相続財産とみなされますので、長期間に渡って続けなければなりません。

なお、贈与したことを証明できるようにしておくことが必要ですが、子や孫名義の預貯金口座へ入金した場合、その預貯金口座の管理まで任せておかないと、贈与とは認められないことになるので、注意が必要です。

生前贈与によって相続財産を減らすには、実効税率10%の範囲内ということで、1人当たり年間470万円以内(20歳以上の子や孫に対する場合は年間520万円以内)を目安として検討してみることをお勧めします(贈与税の申告が必要です)。

また、住宅取得資金の贈与や教育資金の一括贈与などの特例も延長や拡大が検討されているので、注意しておいてください。

そのほか、自社株を贈与する場合は、何らかの事情で一時的に株の評価額が下がった時に行うのが効果的です。

② 養子縁組

養子縁組により、基礎控除の枠が増えますが、実子がある場合は1人分まで、実子がいない場合でも2人分までしか控除枠は増えません。

③ 生命保険金の活用

生命保険金の控除枠(法定相続人1人あたり500万円)が残っている場合に有効ですし、納税資金を確保する方策としても使えます。

④ 現金・預貯金から不動産等の財産へ

確かに相続税対策として効果的ですが、それ以上の負担を相続させることになる場合もあるので、注意が必要です。

⑤ 二世帯住宅に住む

二世帯住宅に関する条件が緩和されています。

⑥ 生前にやっておきたいこと

遺された人たちに、できるだけ負担をかけないようにするという観点から検討してみてください。

それから、法定相続人でない孫等への遺贈は、その分の納めるべき相続税が2割増しとなりますので、2回の相続を1回で済ます効果と、どちらが徳か良く考えてみてください。

資料

1 法定相続(遺言がない場合)

① 相続人(民法886~890条)

第1順位 被相続人の子(認知された子、養子も含む。)

第2順位 被相続人の直系尊属(親等の近い者)

第3順位 被相続人の兄弟姉妹

前順位の相続人がある場合、次順位以降の者は相続人となりません。

配偶者(内縁は除く。)は常に相続人となり、上記の順位の相続人がいれば、同順位の相続人となって、これらの相続人(代襲者も含めて)がいない場合は、配偶者のみが相続人となります。

相続人がいない等の場合は、相続人搜索の手続を経て、特別縁故者に与えますが、それもなければ国庫に帰属することになります(民法951~959)。

② 法定相続分(民法900条)

a 配偶者と子の場合、配偶者2分の1、子が2分の1(嫡出子非嫡出子の区別はなくなりました。)

b 配偶者と直系尊属の場合、配偶者3分の2、直系尊属3分の1

c 配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

aの例 被相続人—配偶者(1/2)

(1/4)子 子(1/4)合計1/2

bの例 (1/6)父—母(1/6)合計1/3
被相続人—配偶者(2/3)

cの例 亡父—亡母
兄 妹 被相続人—配偶者(3/4)
(1/8)(1/8)合計1/4

③ 遺産分割協議(民法906条、907条)

遺言がない場合、相続財産(負債等も含む。)は、いったん法定相続分どおりの割合で相続人全員の共有財産となります。これを相続人皆で話し合い、具体的に分けることとなります(合意ができれば、法定の相続分と異なる割合となっても問題ありません。)。話し合いがつかない場合は、家庭裁判所の調停手続等となります。

④ 特別受益(民法903条)

相続人中に、被相続人から遺贈を受けたり、生前に生計の資本等として贈与(遺産の前渡し)を受けた者がある場合は、その贈与されたものも相続財産とみなされ、その者の相続分から贈与を受けた分が控除されます(遺留分を侵害しない限り、返す必要まではありません。)

⑤ 寄与分(民法904条の2)

被相続人の事業への寄与、療養看護等により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした相続人は、相続財産から別枠で寄与分をもらうことができ、遺産分割は寄与分を除いた部分で行われます。

⑥ 相続の放棄等(民法915~940条)

a 相続放棄(民法938条)

相続開始を知った時から3カ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません(相続人がそれぞれ個々にできます。)。民法上は、最初から相続人とならなかったものとみなされます。

b 限定承認(民法922条)

相続開始を知った時から3カ月以内に共同相続人全員で家庭裁判所に申述しなければなりません。

相続財産のプラス財産の限度でマイナス財産(債務)を弁済することができます(差し引きマイナスでも相続財産のみで清算され、プラスとなったときは、そのプラス分を相続できます。)

2 遺言と遺留分

① 遺言

遺言によって、被相続人は自分の財産の全部又は一部を自由に処分できますが、遺留分に関する規定(民法1028~1044条)が優先することとなります。

遺言は何回でも作り直すことができ、相互に矛盾する内容がある場合(方式は問いません。)は、後の日付のものが有効となります。

遺言には、普通方式として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があり、特別方式として、死亡危急者遺言、船舶遭難者遺言、伝染病隔離者遺言、在船者遺言がありますが、公正証書遺言以外はいずれも検認等家庭裁判所の手続が必要となるということと、方式にかかわらず後の日付のものが優先ということだけ覚えておいてください。

② 遺留分

遺留分とは、一定の相続人(兄弟姉妹以外の相続人)に対して法律上保障されている相続財産の一定割合のことで、いったん遺言等により相続がされた後、遺留分すらもらえなかった相続人は、遺留分に相当する分までは、もらった人から取り戻せるということになります。

遺留分は遺産に対する割合で、直系尊属のみが相続人の場合は遺産の3分の1、その他の場合は2分の1となります。

遺留分算定の基礎財産=被相続人の相続開始時の財産+贈与-債務

* 贈与は、原則として相続開始前1年間のものを算入しますが、遺産の前渡しとなるもの等は、期間の制限はありません。

3 公正証書遺言(検認の必要なし)と自筆証書遺言(検認が必要)

公正証書遺言は、公証人が作成するもので、目が見えなかったり字が書けないという理由で自筆証書遺言が作成できない場合でも、公正証書遺言なら作成できます。

また、耳が聞こえない、口がきけない(特定の人以外には聞き取れないという状態も含まれます。)、日本語がわからないというような場合でも、自筆証書遺言なら作成できますし、公正証書遺言も、筆談や通訳の立会いで作成することができます。

4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号・遺留分の特例)と関連の税制

後継者となるべき者を含む全ての推定相続人(ただし、遺留分を有する者に限る。)の合意により、①合意の当事者が先代経営者からの贈与により取得した一定の財産について遺留分算定の基礎となる財産から除外すること、又は、②後継者となるべき者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分算定の基礎となる財産に算入する価額を当該合意の時の価額とすることのいずれか又は双方の内容を含む合意をし、経済産業大臣の確認を受けた後、家庭裁判所の許可を受けることにより、その合意が効力を生じます。

遺留分減殺請求によって株式が分散化し、経営判断に支障をきたして経営が不安定化するのを防ぐほか、株式の価値上昇につながる後継者の努力が寄与分として認められないことからの経営努力の意欲を阻害しないようにする目的で設けられた制度です。

5 平成27年からの相続税法の改正について

① 基礎控除の引き下げ

現行5,000万円→3,000万円

法定相続人数×1,000万円→600万円

② 税率の変更

i 贈与税率

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受ける場合、基礎控除後の課税金額(贈与額—110万円)が300万円を超えて8,300万円未満の場合は軽減となりますが、8,300万円を超えると増税となり、それ以外の場合は、1,000万円を超えて3,500万円未満の場合は軽減となりますが、3,500万円を超えると増税となります。

ii 相続税率

税率表で見る限り、基礎控除後の課税総資産額に対する税率は、2億円以下は変わらず、2億円を超えると税率が上がります。

6 今のうちから心がけておきたい相続対策

① 生前贈与の活用

- i 暦年贈与(節税と納税対策)
- ii 法定相続人又は受遺者以外の、孫等への贈与(節税)
- iii 住宅取得資金の贈与(節税)
- iv 教育資金の一括贈与(節税)
- v 自社株の贈与(節税)
- vi 配偶者への居住用財産等の贈与、相続時精算課税制度の活用

② 養子縁組(節税)

③ 生命保険金の活用(節税と納税対策)

④ 現金・預貯金から不動産等の財産へ(節税)

⑤ 二世帯住宅に住む(節税)

⑥ 生前にやっておきたいこと

- i お墓や仏壇の購入、土地分筆等が必要な場合の測量等
- ii 使っていない預貯金口座、価値の乏しい不動産、値段のつきにくい書画骨董品等の整理
- iii 保証債務の整理

※頂戴した原稿はそのまま掲載しております